

南押原地区 5 集落営農組織の「連携協定」の実現

上都賀農業振興事務所経営普及部

上都賀地域の地域戦略 地域連携と超省力化による収益性の高い上都賀型水田農業の確立」

普及指導計画の戦略課題名 「多様な担い手の確保と稼げる経営体の育成」

【キーワード：担い手、広域営農、集落営農、土地利用型 活動期間：令和3～6年（継続中）】

抄録

- ・鹿沼市南押原地区を広域営農システムのモデル地区に設定し、地域内の5つの集落営農組織で「集落営農組織のあり方検討会」を開催し、各組織が抱える課題を共有しました。
- ・5つの集落営農組織間でオペレーターや機械等を有機的な繋がりの中で融通し合うために、令和6年3月に「連携協定」を締結し、今年度は連携協定の実現に向けて支援しました。
- ・今後は、地域連携協定の実行に向けて、自主的な運営が出来るよう支援します。

1 取組の背景・ねらい

鹿沼市南押原地区内の、5つの集落営農組織は、昭和43～平成27年に設立され、オペレーターの高齢化に加えて、施設・機械も老朽化しつつあることが問題となっています。

また、鹿沼市農業公社は、受託面積が増加し乾燥施設の能力が限界に達しており、新たな受託が困難な状況となっています。

更に、大規模土地利用型農家も高齢化や米価の下落により、規模拡大意欲が減退しています。

このため、令和5年度に5つの集落営農組織を対象に「集落営農組織のあり方検討会」を開催し「連携協定」を締結し、令和6年度はその実現に向けた支援を行いました。

2 活動対象

(1) 対象名

鹿沼市南押原地区5集落営農組織・広域営農システムモデル地区(株式会社磯町アグリサポート、楡木町営農改善組合、野沢営農改善組合、亀和田・北赤塚営農組合、黒川東営農改善組合)

(2) 対象の概要

- | | | | |
|---------------|-------|--------|-----------|
| ①(株)磯町アグリサポート | 約23ha | 構成員20名 | オペレーター12名 |
| ②楡木町営農改善組合 | 約30ha | 構成員13名 | オペレーター13名 |
| ③野沢営農改善組合 | 約40ha | 構成員7名 | オペレーター5名 |
| ④亀和田・北赤塚営農組合 | 約30ha | 構成員14名 | オペレーター5名 |
| ⑤黒川東営農組合 | 約20ha | 構成員53名 | オペレーター6名 |

※オペレーターの人数は主要2作業(田植・収穫)に限定しており、重複あり

3 活動の内容

(1) 指導・支援の体制

上都賀農振 5集落営農組織あり方検討会事務局、5集落連携推進会議事務局

上都賀農協 鹿沼市営農集団連絡協議会事務局 作業料金の設定、技術・労力的等を支援

(2) 活動経過

ア 南押原地区の農業を考える会による地域ビジョンの作成

令和4年に地域の多様な人材（農業委員、最適化推進委員、大規模土地利用型経営体・多面的機能支払活動組織の代表者、土地改良区小中学校PTA役員など）を集め、市を中心とした関係機関で「南押原地区の農業を考える会」を開催し、ワークショップ形式で話し合い、地域農業の方針案の作成を支援しました。

イ 集落営農のあり方検討会により今後の方針を検討

各組織の課題の整理を行うと共に、県内外の事例を情報提供して、課題解決の方針を、自ら決定出来るよう支援するとともに連携協定の締結を提案しました。

ウ 5 集落連携推進会議の開催

締結した連携協定について、4 月に各組織間(オペレーター等)を対象に連携協定説明会を開催し共通認識をたかめました。さらに8月に作業調整会議の開催を支援し、集落営農組織の連携を図るため代表者会議の定期開催（第1回9月）に向けて支援しました。

4 活動の成果

(1) 連携協定に基づく作業調整

組織間で作業調整を行うことによりオペレーター不足でも作業遅れが少なくなり、安心して農作業従事が可能となりました。また、機械が故障した際に、他集団の機械を利用することができました。

(2) 連携体制の構築

9月26日から5つの集落営農組織の代表者による定例会を自主開催することとなり、連携協定の実現に向けた体制が構築できました。

(2) 地域ビジョンの作成

連携協定を策定する過程で地域での話し合いを促した結果、土地改良区を中心に圃場整備の検討が開始されるなど、地域ビジョンの実現に向けた活動が開始されました。



写真1. 「考える会」活動風景



写真2. 連携協定調印式

5 今後の課題と方向

(1) 連携協定の充実・強化

連携協定は、人材交流(オペレーターの融通)と作業の融通、機械等の広域的利用調整が中心となっており、今年度から開始したばかりであることから、組織間の交流・連携を深め、協定の実現を支援します。

(2) 将来的な地域営農システムの検討

現在の人的資源・資産の効率的かつ効果的な活用体制が構築できましたが、新たな担い手の確保が難しいため、組織の再編も含め、より効果的な地域営農システムの構築に向けて検討ができるよう支援します。

希望者のニーズに対応した オーダーメイド型就農支援による新規就農者の確保

芳賀農業振興事務所経営普及部

芳賀地域の地域戦略 「「日本一」のいちご産地を次世代へ」
普及指導計画の戦略課題名 「地域農業をけん引する担い手の確保・育成」

【キーワード：新規就農 研修受入体制 活動期間：令和3年～7年（継続中）】

抄録

・新規就農希望者を確保・育成するため、関係機関と連携して芳賀地域就農支援ネットワーク会議を運営し、県内外の就農相談会に出展し、現地見学会等を開催しました。また、就農希望者が円滑に経営開始できるよう関係機関と連携し、オーダーメイド型の支援を実施しました。その結果、令和6年度は新規就農者を62名（令和3年からの累計225名）確保しました。

1 取組の背景・ねらい

芳賀地域の農業を持続的に発展させていくためには、意欲ある新規就農希望者を積極的に地域に誘導し、定着させていくことが必要です。そのような中、市町・関係機関・団体が構成される芳賀地域就農支援ネットワーク会議を中心に、県内外の就農相談会へ出展し、新規就農者の確保に取り組みました。

2 活動対象

(1) 対象名

就農希望者

(2) 対象の概要

就農希望者（芳賀地域に就農を検討している相談者、研修生、県農業大学校学生）

3 活動の内容

(1) 指導・支援の体制

意欲ある就農希望者を効率的かつ円滑に就農させるため、芳賀地域就農支援ネットワーク会議において、関係機関・団体が農地、施設、研修場所等の就農支援情報を共有し、就農前から定着までの支援に一体となって取り組んでいます。所内では、経営指導課が中心となり、技術課や他部と連携して、就農相談から就農後の経営確立まで希望者のニーズに対応したオーダーメイド型の支援を行っています。



写真1 就農相談会

(2) 活動経過

ア 芳賀地域就農支援ネットワーク会議の活動

新規就農者の確保・育成のため、就農支援制度や就農希望者等の情報を共有するために、年2回（6月、3月）会議を開催しました。また、意欲的な就農者を確保するために、県内外の就農相談会への出展に加え、現地見学会や農作業体験会を通じて、就農希望者が就農を

具体的にイメージできる機会を設定しました。

R5 年度：相談会出展 計6回、現地見学会（いちご 11 月）

R6 年度：相談会出展 計6回、現地見学会（2回）、農作業体験会（2回）



写真 2 いちご現地見学会

イ オーダーメイド型の就農支援

就農希望者はそれぞれ就農動機や就農形態が異なるため、相談者のニーズに応じた就農計画の作成や制度資金の活用に向けて支援を行いました。特に、研修生に対しては、円滑に就農出来るよう、研修期間中から重点的に支援を行いました。

R5 年度就農相談件数：110 件、R5 年度青年等就農計画認定数：14 経営体

ウ 県農業大学校との連携

県農業大学校と連携し、農業総合学科、畜産学科、いちご学科の学生やとちぎ農業未来塾の研修生に対して、就農相談を実施しました（4、6、7月）。また、いちご学科の学生に現地を見学してもらい、生産現場への理解を深めてもらいました（6月）。

エ tochino（トチノ）での情報発信

就農希望者に対して、広く就農情報を周知するため、tochino（トチノ）において、芳賀管内の市町情報や就農事例を発信しました。

- ・市町情報 市貝町（R4）、真岡市（R5）、芳賀町及び益子町（R6）
- ・特集記事 中山間地における半農半Xの就農者（市貝町）、雇用就農後にいちごで独立した新規参入者（真岡市）、農業インターン制度を活用したいちごの研修生（真岡市）

4 活動の成果

(1) 新規就農者の確保

令和6年度（R5.5.1～R6.4.30）の新規就農者数は62名で、令和3年度からの累計は225名でした。なお、独立自営就農者47名のうち10名が、農業大学校等での研修受講者でした。

(2) 円滑な経営開始への対応

tochino 等での情報発信とオーダーメイド型の就農相談に継続して取り組むことで、相談件数は年々増加しています。今年度は9月末時点の就農相談件数は76件で、前年同時期比143%となりました。また、これまで現地見学会は、ほ場や調製施設の視察を中心に行ってきましたが、今年度は初めて梨の継承可能園地の見学会を開催するなどし、18名と多くの就農希望者の参加につながりました。

5 今後の課題と方向

(1) 新規就農者の確保・育成

- ・芳賀地域の農業を持続的に発展させていくためには、新規就農者を安定的に確保することが必要です。そのため、引き続き関係機関と連携して、就農希望者に最適な研修を実施できるよう、受入体制の強化を図ります。併せて、就農希望者の情報収集や相談を行い、就農相談会への出展や現地見学会等を開催して、就農希望者を呼び込みます。
- ・新規就農者が地域に着実に定着し、経営発展できるよう、技術と経営の両面からフォローアップを行います。

(様式1)

産地が主体となった就農希望者受入れ体制の構築

下都賀農業振興事務所経営普及部

下都賀地域の地域戦略 「県内園芸をリードする園芸産地の振興」

普及指導計画の戦略課題名 「多様な新規就農者の確保と自立できる青年農業者の育成」

【キーワード：新規就農 研修 体制整備 活動期間：令和3年～6年（継続中）】

抄録

- ・担い手の減少が見込まれる中で、JA生産部会と関係機関が連携して就農希望者を受入れる体制づくりを支援し、管内2JAでいちごを始めとする研修受入れ体制が整備されました。
- ・毎年継続して研修生を受入れることで、新規就農者の確保につなげており、令和3年度以降、いちごで13名、ぶどうで1名の研修生を確保しました。

1 取組の背景・ねらい

高齢化に伴う担い手の減少は産地にとって重大な課題です。下都賀地域では新規就農者を確保するため、JA、市町、市農業公社、農業委員会及び農業振興事務所で構成される「下都賀地域就農支援ネットワーク会議」により就農を支援しています。しかし、技術習得のための研修体制については一部の地域を除いて整備されていなかったため、生産者組織と連携した研修体制を整備し、管内主要品目における就農希望者受入れ体制の構築を目指しました。

2 活動対象

(1) 対象名

小山農業協同組合（以下、JA おやま）、下野農業協同組合（以下、JA しもつけ）、栃木市農業振興公社

(2) 対象の概要

- 1) JA おやま：就農希望者を受入れる研修体制は未整備。
- 2) JA しもつけ：就農希望者の受入れ実績あり。研修体制は未整備。
- 3) 栃木市農業振興公社：令和元年度に農業次世代人材投資事業（準備型）の研修機関として認定。研修生の受入れ実績は無し。

3 活動の内容

(1) 指導・支援の体制

経営普及部が管内2JA や関係市町及び各品目の生産者組織に働きかけ、受入れ体制の整備を図りました。

(2) 活動経過

ア JA おやま管内における受入れ体制の整備支援

就農希望者受入れ体制構築の必要性について市町、市町農業委員会、JA おやま及びいちご部会役員に説明するとともに、部会員全員にアンケートを実施し、研修受入れについての

意向を確認し、体制を整備することで合意を得ることができました。新規就農塾設立準備会を立ち上げ、就農希望者の1年間の研修から就農までの年間スケジュールづくりや研修プログラムの作成を支援しました。また、花き部門においても体制構築に向けて働きかけました。

イ JAしもつけ管内における支援体制強化

一部の地区で研修生の受入れを行っていましたが、研修プログラムが未整備であったため、新規就農者育成総合対策事業の認定研修機関となっておらず、研修生に就農準備資金に対応できない状況でした。また、栃木市では栃木市農業公社による就農希望者受入れ体制が構築されていましたが、研修受入の実績はありませんでした。

そこで、市町、市町農業委員会、JA しもつけ、苺部会の役員に働きかけ、研修受入れ体制整備について機運の醸成を図りました。また、関係機関の役割分担を整理するとともに、研修プログラムの作成を支援しました。さらに、いちごの他にぶどうとにらでも同様に受入れ体制の整備を進めました。

4 活動の成果

(1) 新規就農塾の設立

JA おやま管内では、研修生受入れ農家を確保し、いちごと花きの研修プログラムが作成され、令和4年度に新規就農塾推進協議会を設立しました。

JA しもつけでは管内全体でも同様に新規就農希望者受入れ体制が構築され、いちごの他にぶどうとにらでも体制が整いました。いちごにおいては、JA 生産部会に所属する意向がない新規就農希望者に対しては、栃木市農業公社が窓口となり就農を支援する体制が整備されました。

研修受入れ体制が整備された3組織で、新規就農者育成総合対策事業の対象となる研修機関として認定されました。



写真. JA おやま新規就農塾推進協議会設立総会

(2) 新規就農塾を活用した新規就農希望者の確保

各産地における就農希望者受入れ体制が構築された結果、令和3年から6年までにいちごで延べ13名、ぶどうで1名の研修生を確保しました。

表 研修制度を活用した受入れ状況

年度	研修生数
R3	いちご 2名
R4	いちご 1名、ぶどう 1名
R5	いちご 3名（内1名はR4年継続）
R6	いちご 7名

5 今後の課題と方向

(1) 受入れ体制の充実

研修品目の拡充や受入れ農家の資質向上のための研修会の開催、研修を活用した就農者と研修生との交流の場の設定など、支援体制の強化を進めていきます。

(2) 新規就農者の定着

研修を経て就農した方の経営の安定や発展に向け、各種セミナーへの参加誘導や重点的な個別指導を実施していきます。また、新規就農者が定着し、地域の担い手となるよう関係機関と連携して支援します。

担い手の確保育成によるいちご産地の基盤強化

塩谷南那須農業振興事務所経営普及部

塩谷南那須地域の地域戦略 「技術力と販売力で目指す稼げる農業」

普及指導計画の戦略課題名 「生産性向上と新品種の導入によるいちご産地の基盤強化」

【キーワード：いちご 新規栽培者 活動期間：令和3年～6年（継続中）】

抄録

- ・新規栽培者の確保のため、市町やJAと連携して南那須農業アカデミーを立ち上げ、研修生の確保のほか定植苗の確保を始めとした就農に向けた継続的な支援を行いました。
- ・また、新規栽培者の育成を図るため、アグリゼミのいちご専門部として、事務所主催による研修の機会を設けました。
- ・管内における令和3年度以降のいちごの新規栽培者は16名、生産者数は132名から137名に増加しました。

1 取組の背景・ねらい

塩谷南那須管内は、地域性が異なる塩谷地域と南那須地域に大分され、更なるいちごの産地化を目指しています。しかし、南那須地域は平均栽培面積が18aと小規模の経営体が多い上、高齢化により新規栽培者の確保が難しい地域のため、令和2年度に「南那須新規栽培者支援対策協議会」（以下、協議会）を設立し、新規栽培者の確保に向け、研修から就農後までのサポート体制を構築しました。

その一方塩谷地域は、部会平均栽培面積が30aと、中規模の経営体が中心となっており、JAの研修機関グリーンさくらを通じて新規栽培者の確保に努めています。産地維持のためには新規栽培者の育成が求められるため、南那須地域と併せて新規栽培者の確保育成に取り組みました。

2 活動対象

(1) 対象名

南那須農業アカデミー研修生、グリーンさくら研修生

(2) 対象の概要

南那須農業アカデミー研修生（令和4年度～令和6年度） 5名

グリーンさくら研修生（令和3年度～令和6年度） 8名

3 活動の内容

(1) 指導・支援の体制

①新規栽培者の確保

○南那須地域

- ・新規栽培者確保のため、JAや各市町と連携し令和2年11月に協議会を設立。翌年4月には協議会の研修事業「南那須農業アカデミー」（以下、アカデミー）を立ち上げ、いちご、梨、トマトを志向する研修生に対し技術的支援を実施しています。

○塩谷地域

・JAの研修機関グリーンさくらの研修生に対して、研修期間中の就農相談をはじめ、アグリゼミなどで研修中から就農後まで支援を行っています。

②新規就農者の育成

・経営普及部園芸課と経営指導課が主体となり、事務所主催の講座「アグリゼミ」のいちご専門部として、新規栽培者および研修生の課題解決に向け、研修の機会を設けました。

(2) 活動経過

ア 南那須農業アカデミーによる新規栽培者確保

産地内の新規栽培者確保を目的としたアカデミーでは、農業マイスターのもとで、栽培や経営に関する実践的な研修を行っています。経営普及部では、研修中から就農後まで月2回程度継続したサポートを実施しています。特に苗の生育や病害虫の発生状況など、研修生一人一人に合わせた指導を行っています。また、年3回の農作業体験会及び就農相談会をJA、市町と共催しており、アカデミー研修生の確保に努めています。

イ 育苗の分業化（定植苗の確保）

当管内ではリレー苗協議会が整備されていないことから、育苗環境が整っていない新規栽培者は、他地域のリレー苗協議会から定植苗を購入していましたが、アカデミー研修生の定植苗を部会内で委託生産する体制づくりを行いました。

ウ アグリゼミによる新規栽培者の育成

新規栽培者の技術や知識の習得のため、アカデミーやグリーンさくらの研修生を始め、就農後5年目までの生産者を対象に、ミツバチ取扱の講習会や花芽検鏡の研修会を実施しました。



写真 アグリゼミ（ミツバチの講習会）の様子

4 活動の成果

アカデミーでの研修を始め、就農後の定植苗の確保や個別指導といった継続的にサポートを行った結果、令和4年度以降5人の研修生を迎え、修了後は南那須地域に就農しています。また、グリーンさくらでは令和3年以降8名のいちご志向者が研修を行い、これまでに3名が塩谷地域に就農しています。令和3年以降、管内全体では16名の新規栽培者が確保されています。

表 管内の生産者数および新規栽培者の推移

	令和4年産	令和5年産	令和6年産
栽培面積（ha）	36.4	37.4	38.5
生産者数（人）	132	134	137
うち新規栽培者数（人）	2	9	5

5 今後の課題と方向

南那須地域ではいちごの団地化を視野に、アカデミー研修生を含む農地を持たない就農希望者に対し、いちご栽培に適した農地の紹介を行っています。また、塩谷地域においては、生産規模の拡大を目指し、定植苗の生産委託体制の構築を進め、育苗の省力化を図ります。

今後もアカデミーやグリーンさくらでの新規栽培者の確保及びアグリゼミによる課題解決に取り組み、当管内のいちご産地の基盤強化を図ります。

大田原市北滝・片田地区における 広域営農システムの構築

那須農業振興事務所経営普及部

那須地域の地域戦略「那須野が原水田農業の確立」

普及指導計画の戦略課題名「那須地域の農業を支える多様な担い手の確保・育成」

【キーワード：2 階建て方式の集落営農 農用地利用組合 活動期間：令和3年～7年（継続中）】

抄録

- ・大田原市北滝・片田地区では、担い手の高齢化が進んでいるため、将来的に地域の農業を維持、発展させることが課題となっていました。
- ・令和3年に、同地区を広域営農システムのモデル地域に選定し、「北滝・片田の農業の未来を考える会」を中心に勉強会や座談会等を開催し、2階建て方式の集落営農組織の設立を目指して、地域農業の維持を図ることとしました。
- ・令和6年3月31日に、北滝・片田地区の農地調整を図る組織「北滝片田農用地利用組合」が設立されました。

1 取組の背景・ねらい

大田原市北滝・片田地区では、片田・北滝環境保全会により多面的機能活動が活発に行われ、担い手同士及び地域住民のつながりが強い地域であるものの、担い手の高齢化が進んでいたため、将来の地域農業の維持が地区構成員共通の課題となっていました。

そこで、将来的に北滝・片田地区の農業を維持、発展させるため、営農システム構築のための支援を行いました。

2 活動対象

(1) 対象名

北滝・片田の農業の未来を考える会（22名）、北滝・片田地区の耕作者、地権者

(2) 対象の概要

北滝・片田地区：耕地面積 169ha、農家戸数 112戸、中心経営体数 29戸（R3時点）

3 活動の内容

(1) 指導・支援の体制

農業振興事務所内に広域営農システム大田原市支援チーム（経営普及部、企画振興部、農村整備部）を設置し、関係機関（大田原市農政課、JA なすの等）と協議して、北滝・片田地区をとちぎ広域営農モデル地域に選定しました。

集落営農組織、担い手の育成は那須農振、地域計画策定は大田原市という役割分担のもと、営農システム構築に向けた活動を支援しました。

(2) 活動経過

ア 継続的な勉強会を実施するための組織化

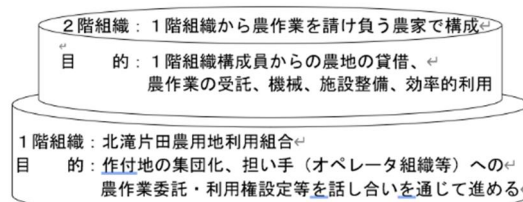
環境保全会の農地利用意向アンケート結果を基に今後の営農システム構築の進め方を検討し、集落営農勉強会を開催したところ、参加者から勉強会を継続開催して欲しいとの要望があったため、勉強会を開催する主体として、環境保全会と関係者で「北滝・片田の農業の未

来を考える会」を令和4年5月に発足させました。

イ 「考える会」における勉強会・研修会の開催

令和4年8月には、先進事例のアーデルファーム株式会社から代表取締役を招き、新規法人の設立事例を学びました。令和5年1月の勉強会では、北滝・片田地区全体で集落営農組織を設立した場合の経営試算を提示し、意見交換を行いました。

令和5年3月には、2階建て方式の集落営農組織設立を目指すべきビジョンとし、1階部分は環境保全会が主体となり農地利用・作業受託等の調整を行い、2階部分は地域の集落営農組織と個別担い手が連携して営農部門を担うシステムを構築することの合意を得ました。



図：2階建て方式の集落営農組織

ウ 集落座談会の開催等による地域全体への展開

令和5年7月に、地区の耕作者、地権者を対象に「10年後の北滝片田地域の農業についての座談会」を開催（約100名が参加）し、1階部分の組織設立について参加者の理解を得ました。令和5年10月には、集落の耕作者、地権者118戸に1階組織への加入についてのアンケートを実施し、102戸（86%）から1階組織への加入意向を確認しました。



写真1 集落座談会

エ 担い手組織設立への支援

令和6年7月に、地域の集落営農組織3組織及び担い手を参集し、2階部分の組織（担い手組織）のあり方について協議しました。

また、2階組織の構想を固めるため、令和6年8月に、福島県の先進的法人を視察するとともに、地域の主な集落営農組織である北滝種子乾燥施設利用組合に対し、法人設立についての相談支援を行いました。

4 活動の成果

(1) 「北滝片田農用地利用組合」の設立

令和6年3月に、1階組織の農地調整を図る「北滝片田農用地利用組合」が設立されました。設立以降、組合に農地を預けたいという意向の農家が増えています。

(2) 新たな担い手の発掘

新たに設立される法人に、新規担い手1名が令和7年3月から就職を予定しています。



写真2 北滝・片田農用地利用組合設立総会

5 今後の課題と方向

(1) 担い手組織の設立

農用地利用組合に集約される農地の受け手の確保が急務であるため、経営相談会や専門家派遣事業等を活用し、将来的に地域の農地の大宗を担う新たな法人の設立を支援します。

(2) 農用地利用組合における借地料・作業受託料金の統一

法人や個別担い手間の農地調整の円滑化及び作目ごとの団地化を図るため、農用地利用組合の話し合いや、借地料及び作業受託料金の統一化を支援します。